

① 件 名
「石巻市 D X 推進員」の配置の拡充について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 D X 推進員については、令和 3 年 1 2 月に策定した石巻市 D X 推進方針に基づき実務レベルで D X に取り組む必要性から令和 5 年 5 月に設置した。現在は、庁内の実務において統括的な業務を行う管理担当部門 6 課の係長をもって充てており、D X の推進を先導する役割を担っている。 設置の際、令和 5 年度及び令和 6 年度の取組状況と波及効果の調査結果を踏まえ、推進員設置対象課の範囲拡大等を検討することとしていた。 【目的】 現場の実情を踏まえたデジタル活用の可能性を模索しながら D X を推進する、実践者としての役割を担う D X 推進員を増やすため、設置範囲を拡大し、組織全体の実効性の強化を図る。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 ・官民データ活用推進基本法（平成 2 8 年法律第 1 0 3 号） ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号） ・デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 3 5 号） ・自治体 D X 推進計画【第 3. 0 版】（令和 6 年 4 月 2 4 日） ・石巻市 D X 推進員設置要綱（令和 5 年石巻市訓令第 1 9 号） 【個別計画との整合性】 石巻市 D X 推進計画 5 推進体制 庁内体制 D X の推進を担う職員の育成
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 5 月 石巻市 D X 推進員設置要綱施行 令和 6 年 7 月 D X 推進員意見交換会
⑤ 主な内容
1 これまでの設置状況 ・ D X 推進員設置所属 6 課 ※（ ）内は係の数 〔総務部〕秘書広報課(2)、総務課(3)、行政経営課(1)、人事課(2)、管財課(2) 〔復興企画部〕政策企画課(2) ・令和 5 年度から令和 6 年度までの人数 計 1 9 人 2 D X 推進員の意識・意見から見えた傾向（意見交換会及びアンケート実施結果より） ・ D X 推進員に対する役割説明や意識啓発を通じて、D X の重要性と取組への理解が得られ、推進員自身の業務と所属内で D X を推進した職員が多数だった。また、所属内の他の職員にも前向きな意識が広がる効果がみられた。 ・所属外の職員への推進は難しく、波及効果はほぼ得られなかった。 ・ D X 推進員の役割の難しさとして出された意見には、他の業務に追われ思うように D X を推進できないこと、自身が所掌していない業務へ意見等を述べるのが難しいこと、事業実施課でないため業務に取り入れるには限界を感じる、他の所属の職員との温度差に躊躇することなどが挙げられた。

3 現状のD X推進員設置効果

D X推進員自身の意識向上、所属内への取組の推進には一定の効果が得られたが、D Xは組織全体の取組を前提としており、他の所属への波及効果には課題がある。

4 職員対象アンケート結果（実施期間：令和7年2月26日～3月11日）

- ・全職員を対象にD X推進に関するアンケート調査を実施したところ、D Xの意味・目的の理解度について、（十分・ある程度）理解があると回答した職員は、D Xに関係する業務の主担当者は約90%、一部関わりのある職員が約70%、関わりのない職員が約40%であった。
- ・D X推進の必要性の認識については、（とても・ある程度）必要だと思うと回答した職員は全体で80%を超えているが、D Xへの関心度合は必要性の認識より低めの回答となった。
- ・業務効率化・デジタル化への取組を意識しているかどうかについては、業務と関わりが強いほど普段からの取組を意識しているという回答となった。
- ・これらの結果をまとめると、現状における必要性の認識は全体的に高めであり、D Xへの関心や実効性につながる意識は実務と結びつけるほど高い傾向にある。

5 D X推進員配置の拡充案

自身の業務との関わりが強いほど、実務につながるD X推進の意識醸成が図られることから、次のとおりD X推進員を拡充する。

(1) 対象職員

現在の設置範囲（6課の係長）に加え、その他の各課等から各1名を所属長の指名で配置する。

(2) 任期 単年度（継続可）

(3) 取組の方向性

- ・全庁的に配置することで、D Xを一部の担当課だけのものではなく「組織全体の取組」とする認識を定着させ、所属間の温度差を解消する。
- ・任期を単年度とすることで心理的な負担を抑制しながら、D Xを自分事に捉えられる（各課の業務課題とデジタル活用を日常業務として意識することができる）職員を増やす。
- ・現場視点での業務改善やデジタル活用等を加速させる。

6 その他

上記5(1)のほかに、専門的な知識や資格を有し、過去の経歴等を踏まえ適任と認められる職員をC I O補佐官が指名し、配置する（今後のデジタル人材の育成について、次期石巻市人材育成基本方針（令和8年度からの予定）に盛り込む検討をしていることを踏まえ、随時、必要と認める職員を特任で指名できるものとする。）。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

石巻市D X推進計画に定める取組事項の具体的な進展が図られる。また、現場視点でデジタル活用による業務改善等の気づきが得られることで、D X推進部門への課題やニーズの共有が進み、担当課との連携強化が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年4月 石巻市D X推進員設置要綱改正
D X推進員の指定
令和7年5月 D X推進員研修開催

⑨ その他